

根拠法規：外国為替の取引等の報告に関する省令  
主務官庁：財務省

証券の対外売買契約等に係る利子又は配当金の支払報告書

( 年 月分)

財務大臣 殿  
(日本銀行経由)

報告年月日： \_\_\_\_\_

報告者： (18~22)

名称及び  
代表者の氏名 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

責任者記名押印  
又は署名 \_\_\_\_\_

担当者の氏名(電話番号) \_\_\_\_\_

(単位：千米ドル)

国名	配当金		債券利子			収益分配金		
	子会社配当	その他の配当	長期	短期				
				うち金融子会社以外の子会社との取引				
	541	544	546	543	561	599		
米 国	23 304	2526	3738	4850	6162	7374	8586	97
カナダ	302							
オーストラリア	601							
スイス	215							
ベルギー	208							
フランス	210							
ドイツ	213							
イタリア	220							
ルクセンブルク	209							
オランダ	207							
イギリス	205							
香港	108							
シンガポール	112							
合計								

- (記入要領) 1 「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授權された者が記名押印又は署名すること。  
2 国別区分は、原取引(支払の原因となった取引をいう。)の相手方の所在国又は地域によること。ただし、原取引の相手方による区分が困難な場合には支払の相手先の所在国又は地域により区分して差し支えない。  
3 「長期」欄には原契約期間等が1年を超えるものを記入し、「短期」欄には原契約期間等が1年以内のものを記入すること。  
4 米ドル以外の通貨については米ドルに換算の上、記入すること。  
5 記入欄が不足する場合は、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次葉として報告すること。

(日本工業規格 A 4)

付 表

証券の対外売買契約等に係る利子又は配当金の支払の受領報告書

( 年 月分)

報告者の名称 \_\_\_\_\_

(単位：千米ドル)

国 名	配 当 金		債 券 利 子			収益分配金
	子 会 社 配 当 金	そ の 他 の 配 当 金	長 期	うち金融子会 社以外の子会 社との取引	短 期	
	541	544	546	543	561	599
米 国	23 304 2526	3758	4950	6162	7374	8586 97
カ ナ ダ	302					
オーストラリア	601					
ス イ ス	215					
ベ ル ギ ー	208					
フ ラ ン ス	210					
ド イ ツ	213					
イ タ リ ア	220					
ルクセンブルク	209					
オ ラ ン ダ	207					
イ ギ リ ス	205					
香 港	108					
シンガポール	112					
合 計						

- (記入要領) 1 国別区分は、原取引（支払の受領の原因となった取引をいう。）の相手方の所在国又は地域によること。ただし、原取引の相手方による区分が困難な場合には支払の受領の相手先所在国又は地域により区分して差し支えない。
- 2 「長期」欄には原契約期間等が1年を超えるものを記入し、「短期」欄には原契約期間等が1年以内のものを記入すること。
- 3 米ドル以外の通貨については米ドルに換算の上、記入すること。
- 4 記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次葉として報告すること。

(日本工業規格 A 4)